

11

令和8年市議会2月定例会

報 告 事 項
(その2)

静 岡 市

目 次

報告番号	件 目	頁
報告第5号	専決処分の報告について（交通事故による損害賠償の額の決定について）	3

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年3月2日提出

静岡市長 難波 喬 司

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和8年2月12日

静岡市長 難波 喬 司

交通事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住所	氏名		
円 1,266,397 (車両修理費等)	***** ***** ***** *****	*****	令和7年 6月13日 静岡市清水区 下清水町 1番1号地先	公用車で交差点に進入したところ、左方から進入していた相手方車両と接触し、右側ドア等を損傷させた事故である。
円 195,000 (車両修理費)	***** ***** ***** *****	*****	令和7年 7月12日 静岡市葵区 横沢地内	公用車で走行中、道路上で相手方車両とすれ違うために一時停止し、再度発進しようとしたところ、相手方車両と接触し、リアバンパー等を損傷させた事故である。